

第17号の2様式（第54条の2関係）

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2022年 7月 13日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ルビー株式会社 代表 取締役社長 伊藤 秀二 電話 03－5220－6222

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度									
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数						
	エアコンディショナー	30台	6台	台	36台						
	冷蔵機器及び冷凍機器	19台	台	台	19台						
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量							
	エアコンディショナー	120	キログラム	キログラム							
	冷蔵機器及び冷凍機器	キログラム		キログラム							
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使 用 時	府内の事業所で使用している第一種特定機器リストを作成、管理し フロン管理担当者が機器導入時に更新するなど管理している									
	廃 棄 時	府内の第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が 府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの 回収を依頼するように運用している。									
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使 用 時	自主検査でフロンガス漏れ検知機を使い、定期的に簡易点検を実施した また、フロン排出抑制法に従い第一種フロン類充填回収業者に依頼し、定期点検実施									
	廃 棄 時	第一種特定製品の発果時に、ノロゾ研磨抑菌法に従い、竹屋官能判断 に基 き充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収 されたことを確認してから機器を廃棄した。また、破壊証明書が充填 回収業者から回付されたことを確認し、冷媒用代替フロンが適切に処 理されたことを確認した									
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	まだ一部HCFCが残っているので順次更新していく中で、温暖化係数の低い 冷媒製品の導入を検討する										
特記事項											

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。